

豊橋市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市相談支援従事者初任者研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、初任者研修を修了した者が勤務する法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、初任者研修の受講を促進し、市内勤務の相談支援従事者の増員に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）に規定する相談支援従事者初任者研修をいう。
- (2) 計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援をいう。
- (3) 相談支援事業所 法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (4) 相談支援従事者 相談支援事業所で計画相談支援を行う従事者をいう。
- (5) 障害福祉サービス 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象は、豊橋市内で相談支援事業所を運営する法人であって、初任者研修を修了した者のうち次の各号に掲げる要件を全て満たす者（初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度の4月1日から相談支援従事者として勤務する者にあっては、第1号及び第2号を満たすもの。）を雇用するものとする。

- (1) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度の4月1日までに、当該法人が運営する豊橋市内の相談支援事業所に相談支援従事者として勤務すること。
- (2) 相談支援従事者として、少なくとも2年以上継続的に、当該法人が運営する豊橋市内の相談支援事業所で相談支援従事者として勤務する見込みであること。
- (3) 計画相談支援を担当している利用者のうち、当該法人が運営する障害福祉サービスのみの利用者である者の割合が、半数を下回っていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、初任者研修の受講料の2分の1に相当する額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、申請者にお

いて勤務する者が初任者研修を修了した日の属する年度の末日までに、初任者研修受講料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、初任者研修を修了した者が勤務を開始する日が、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度4月1日である場合は、第4号に掲げる書類の提出は不要とする。

- (1) 初任者研修の受講料を申請者が支払ったことを証する書類の写し
- (2) 初任者研修の修了を証する書類の写し
- (3) 初任者研修受講者の勤務先等に係る誓約書（様式第2号）
- (4) 計画相談支援の担当件数の内訳報告書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めた場合は、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をしたときは、初任者研修受講料補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により通知をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第8条 申請者は、前条第2項による通知を受けたときは、初任者研修受講料補助金請求書（様式第5号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付に係る初任者研修の受講者が、市内の相談支援事業所で相談支援従事者として2年以上継続的に従事しなかった場合。ただし、当該受講者が、申請者を退職、休職等した場合は、この限りでない。
- (2) 前号に定める場合のほか、関係書類の不実記載等、申請者においてこの要綱に違反する事実があると、市長が認めたとき。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができます。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する